第 1344 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 6月28日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

命個人住民税の滅税

Q:私は会社の経理を担当しています。6月分の給料で、所得税の夏期減税を行いましたが、住民税の減税についても、会社として何かしなければならないのでしょうか。

A:個人住民税の減税については、会社が 行うことは特にありません。

【解説】

個人住民税の滅税は、所得税の滅税と同様 に、個人所得課税を国際水準に合わせる目的 等で実施されたもので、次の内容となってい ます。

(1)最高税率の引き下げ

課税所得7百万円超の部分に適用される 税率を15%から13%に引き下げる

(2)定率減税

個人住民税所得割額からその額の15% 相当額(最高4万円)を控除する

(3)特定扶養控除額の増額

特定扶養親族に係る扶養控除額を43万 円から45万円に引き上げる

このうち、(1)と(2)については、今年6月から徴収が開始される平成11年度分個人住民税から適用されますが、(3)については、1年遅れて平成12年度分個人住民税からの適用となります。

個人住民税の減税の内容は、以上のとおりですが、会社としては、市町村から送られてきた通知書に記載されている金額を、給与支払の際に給与受給者各人から徴収するだけで、会社が減税額等の計算をする必要はありません。







